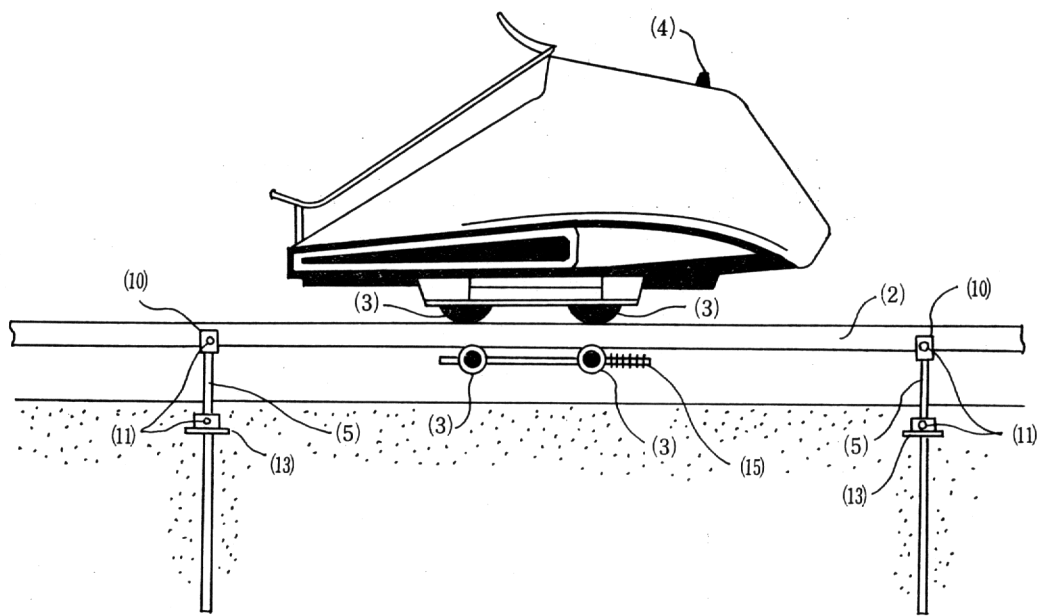
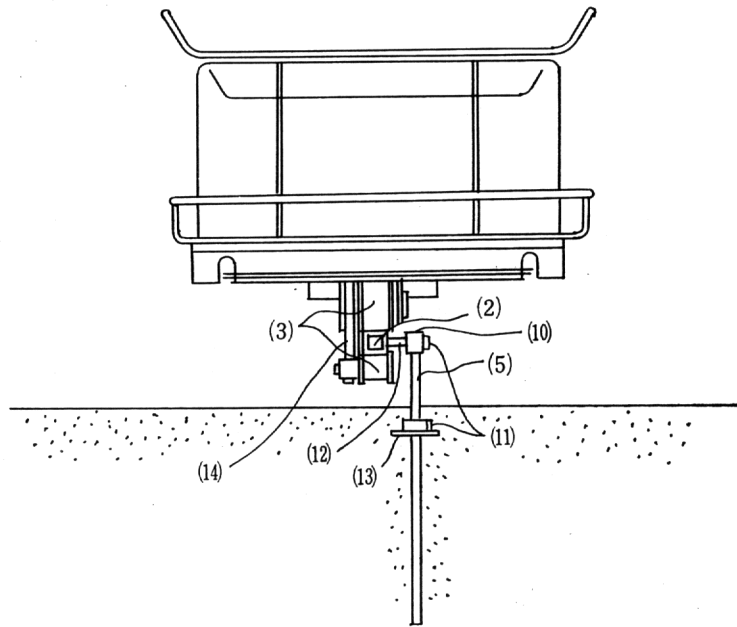


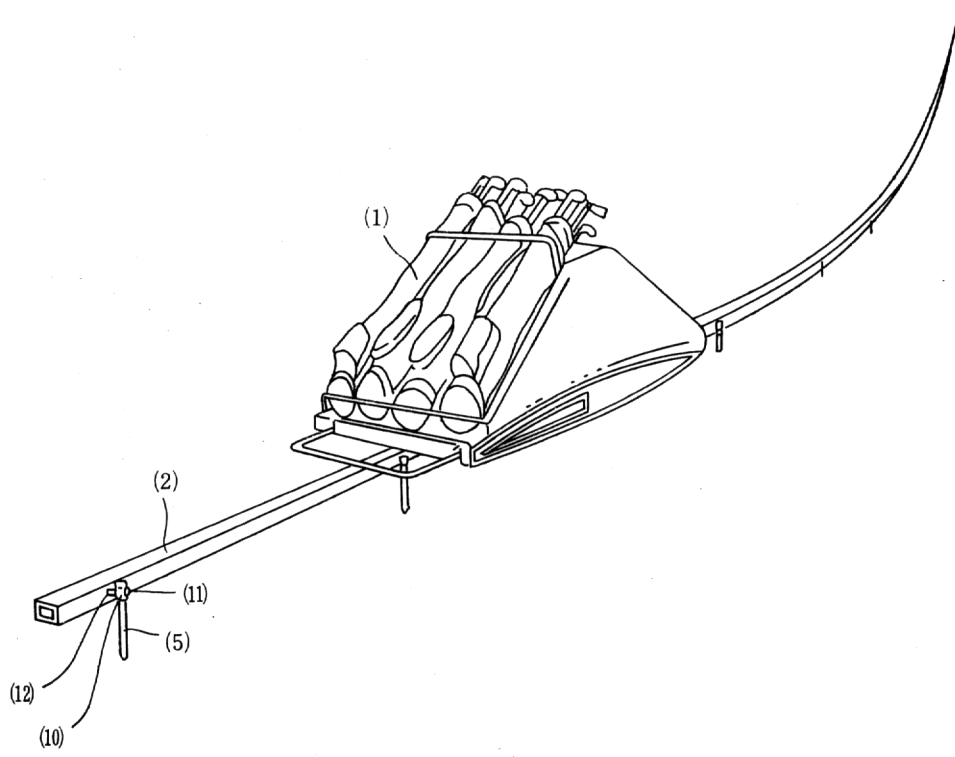
第1図



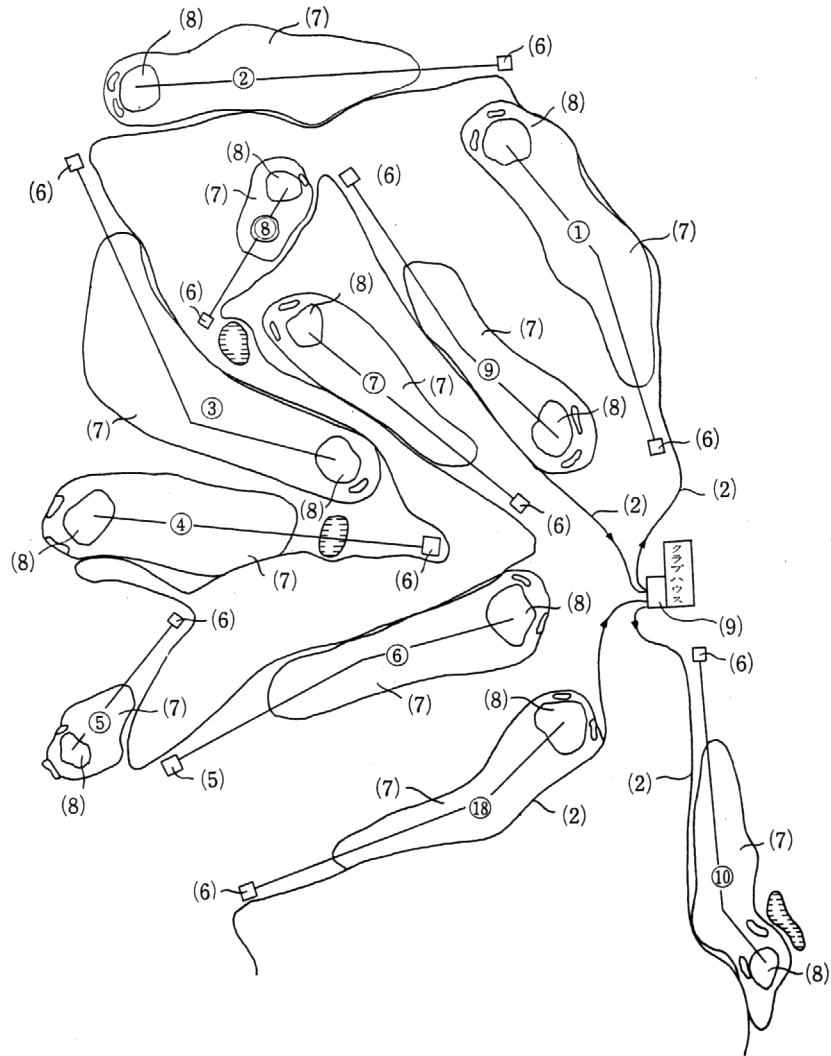
第2図



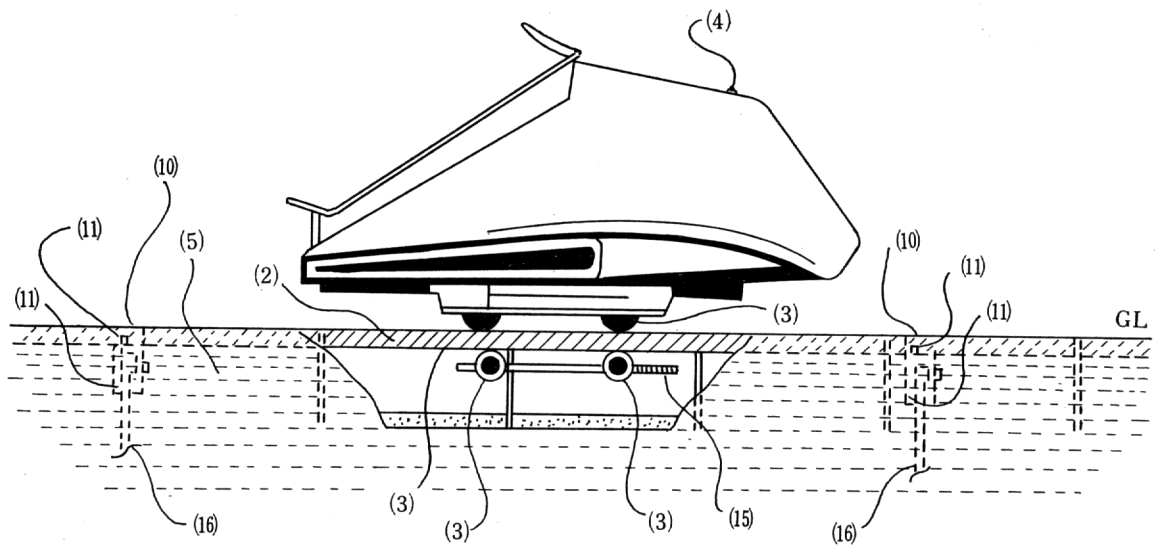
第3図



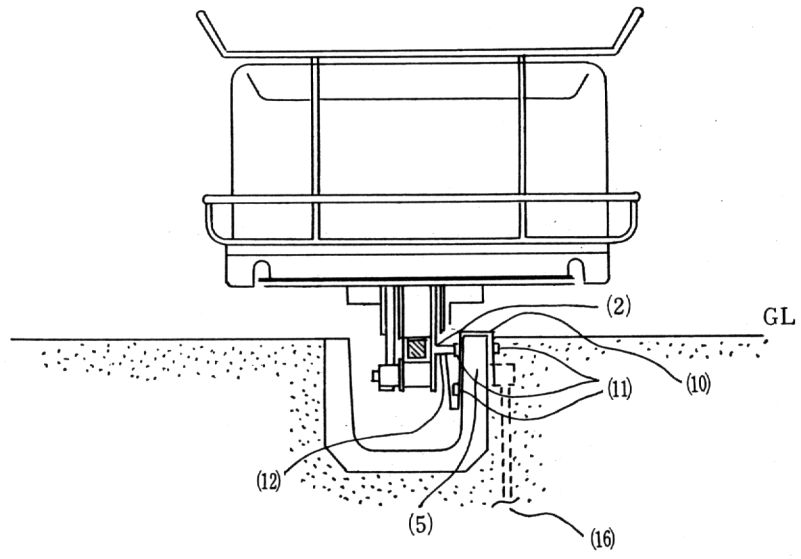
第4図



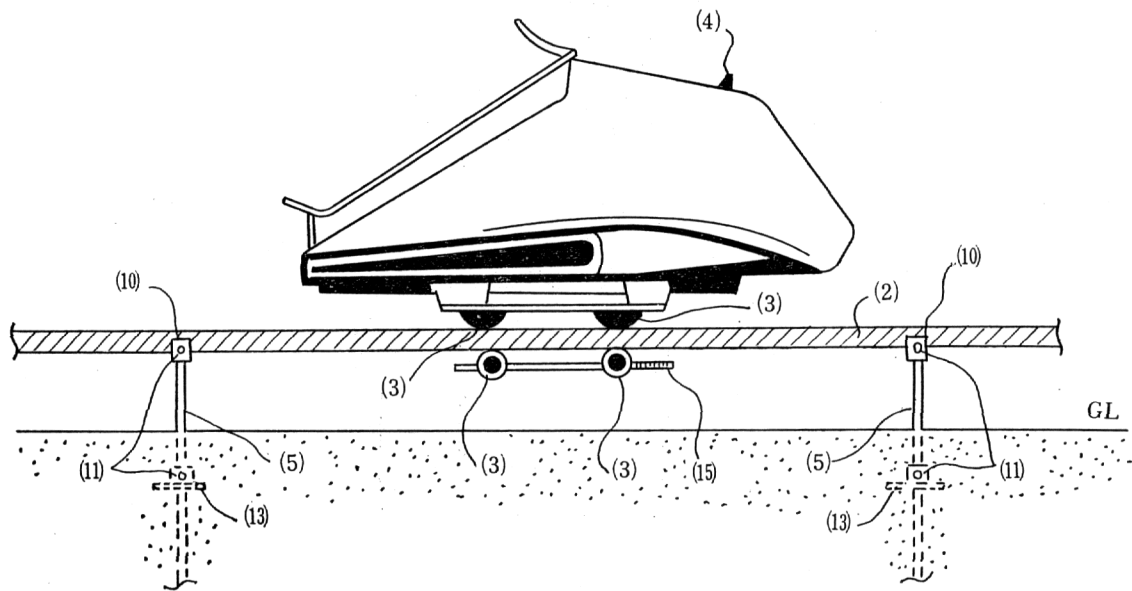
第1図の1



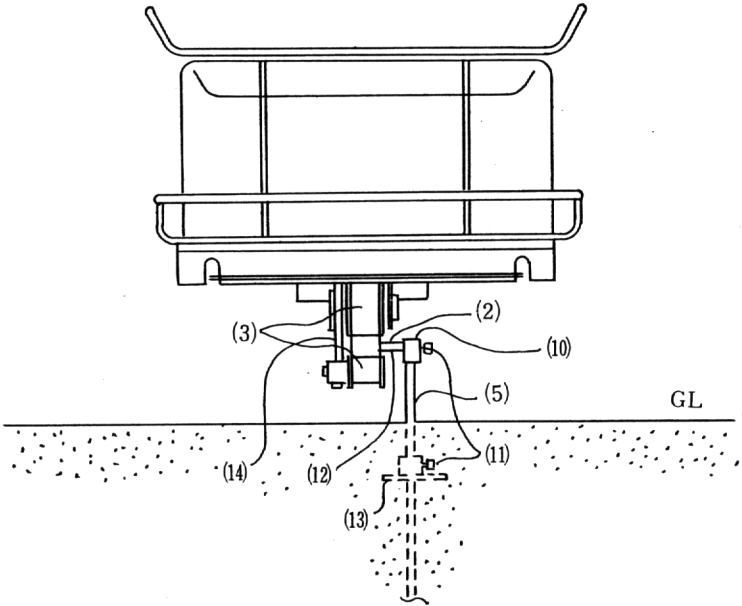
第2図の1



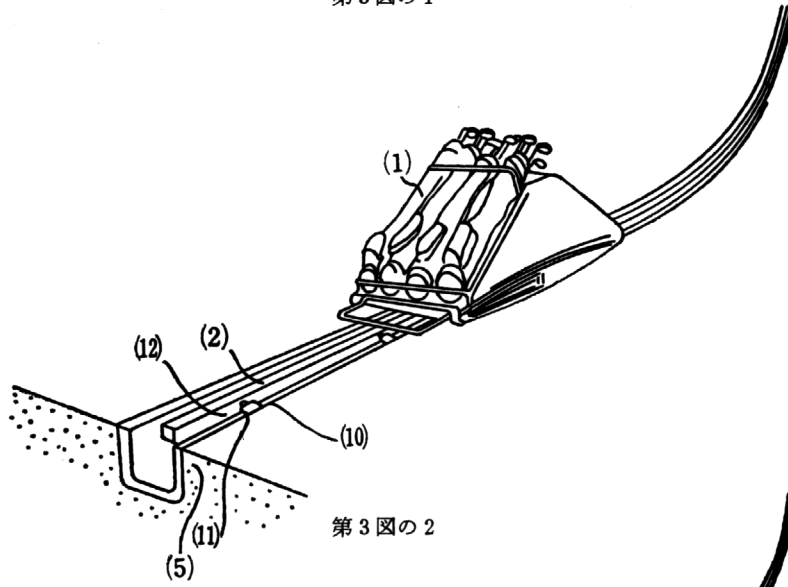
第1図の2



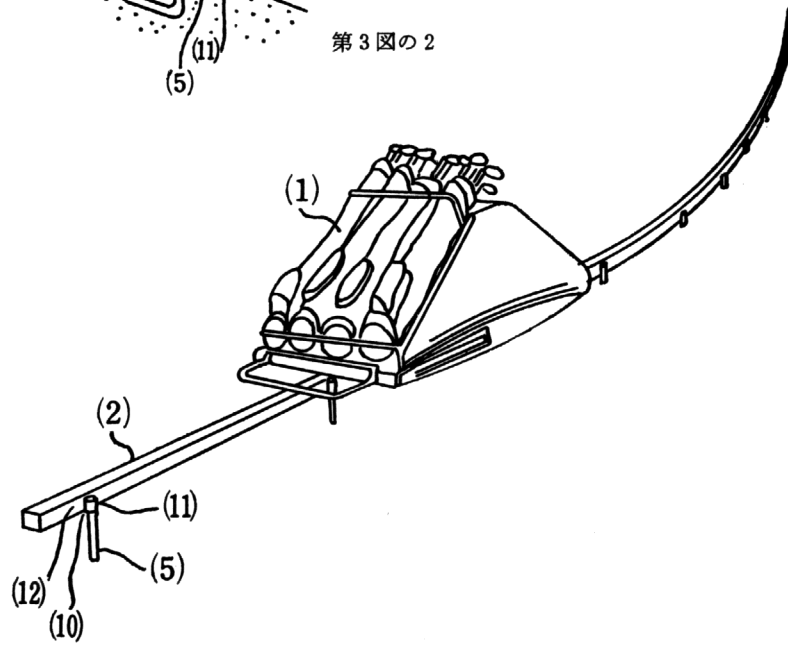
第2図の2



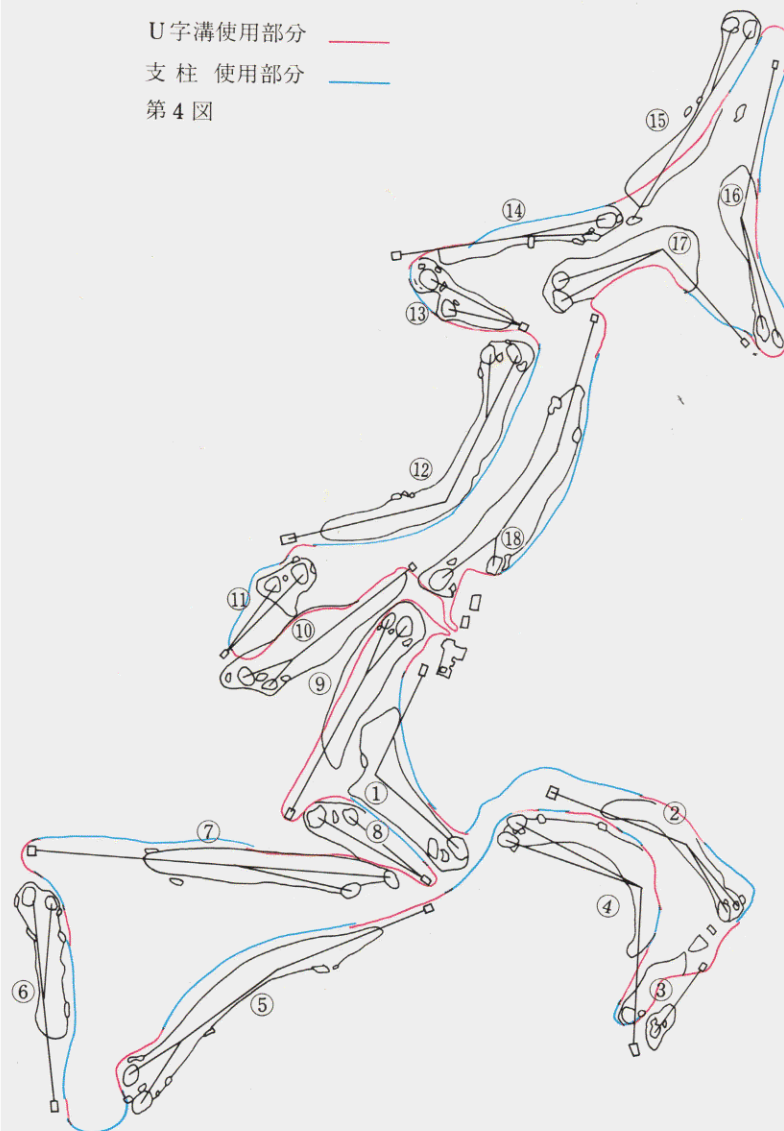
第3図の1



第3図の2



U字溝使用部分 ————
支柱 使用部分 ————
第4図



実用新案公報

実用新案出願公告 昭五二―二五三一

公 告 昭和五二年（一九七七）一月二〇日

ゴルフコース用ゴルフバッグ搬送循環軌道装置

実 願 昭四七―五九一五五

出 願 昭四七（一九七二）五月一九日

公 開 昭四九―一七三五―

昭四九（一九七四）二月一四日

考 案 者 出願人に同じ

出 願 人 横山宏史

宝塚市仁川北二の一三の二〇の六一四

代 理 人 弁理士 祐川尉一 外一名

実用新案登録請求の範囲

ゴルフコースに沿つて立設した多数の支柱上に、ゴルフバッグを運搬する自走車輛を前記ゴルフコースに沿つて巡回走行させる軌条を敷設したゴルフコース用ゴルフバッグの搬送循環軌道装置。

考案の詳細な説明

本考案はゴルフコースに植成された芝生を損傷させることなく、しかも人手を省いてゴルフバッグを運搬する自走車輛をゴルフコースに沿つて走行制御して巡回させるゴルフコース用ゴルフバッグの搬送循環軌道装置に関する。

従来、果樹園等における集果運搬手段として集果運搬車を走行させる軌道運搬装置があり、またゴルフコースの途中に横たわる谷、河川又は湖沼等に架設された橋上に運搬車を走行させる軌道運搬装置があり、更にまた傾斜地の登降用に運搬車を昇降走行さ

せる軌道運搬装置があるが、いずれの軌道運搬装置も離間したきわめて短距離の2地点間を運搬車が往復走行するものであり、しかも作業者、歩行者の労力、疲労を軽減する目的のために施設されたものである。

しかるに、ゴルフコースにおいては、全コースに互つてよく手入れをした芝が植生され、該芝生を最良の状態に保全管理するためには多大の労力時間および費用を必要としているにも拘らず、ゴルフアのプレーに際しては、クラブを入れたゴルフバック運搬車（別名カートという）がゴルフアとともにゴルフコース内を巡回しなければならぬため、該運搬車は前記芝生上を牽引又は自走により走行移動するので、折角手入れされた芝生をその車輪によつて著しく損傷している。そしてこの損傷した芝生を植生育成することは自然条件に委ねざるを得ないので相当の日数を要する。

本考案は上記のような欠点を除去したもので、以下図面について説明すると、

第1図は9ホールズを有するゴルフコースの平面図であつて、各单位ホールにはそれぞれテイーインググラウンド1、スルーザグリーン2およびグリーン3を有し、スルーザグリーン2には必要に応じバンカー4が設けられ、スルーザグリーン2の側方にはハザード5等が設けられることがある。

前記各单位ホールは連絡通路6によつて順次連絡され、該連絡通路6はクラブハウス又はゴルフバッグの運搬車輛置場7を経由する場合もある。

8は前記単位ホールおよび多数の単位ホールを順次連結した連絡通路からなるゴルフコースに沿つて循環敷設した軌条であつて、第2図に示すゴルフコースに沿つた一定の経路上に立設した多数の支柱9上に連続して架設され、ゴルフクラブを入れたゴルフバッグ10を取り出し易いように傾架したゴルフバッグを運搬する自走車11等を巡回走行させるものである。

第2図3図に示すゴルフバッグを運搬する自走車11には、下面に軌条8を抱持する複数の車輪12があつて、該自走車11が軌条8上を離脱することなく走行させ、また前記車輪12は該自走車11に搭載した電動機によつて駆動され、該電動機は機械的又は電気的な公知の制御機構によつて運転制御され、該自走車11の走行、停止操作を行う。そして前記制御機構は該自走車11に設けたハンドル13によつて作動してもよいし、軌道の適所に設けた作動体（図示せず）に銜接作動する作動子（図示せず）を該自走車11に設け

でもよく、またリモートコントロールスイッチ等で制御されるものであつてもよい。なお、該自走車11の走行、停止、特に傾斜面における発進、停止を確実にするため、前記制御機構に連動する公知の制動装置が必要に応じ設けられる。

そこで、ゴルフはクラブハウス7からスタートホールのティーインググラウンド1へ、そしてティーインググラウンド1にて打球終了後にスルーザグリーン2へ、更にスルーザグリーンにて打球後グリーン3へと進み、グリーン3でパッティンダ終了後に、連絡通路6を経て次のホールのティーインググラウンドへと移動し、以下順次上記の動作を繰返えして9ホールズのプレーを完了すると、次位の9ホールズのスタートホールのティーインググラウンド又はクラブハウスへと進むとともに、かかるプレーヤーの移動に伴伴してプレーヤー又はキャディの電動機制御操作により自走車11は全ゴルフコースに沿つて軌条8上を発進、走行、停止を繰返しながら巡回移動する。

したがつて、起伏のあるゴルフコースであつても該自走車11は労力を要せず電動機の運転制御によつて全ゴルフコースを自走し、プレーヤーは近くに随伴移動して停止している該自走車11に搭載しているゴルフバッグ10から所要のゴルフクラブを取り出して使用し、プレーを継続することができるとともに、軌条8はスルーザグリーン2の側方に沿設されているから、ゴルフのプレーに支障を与えることなく、また、支柱によつて架設されているから地上障害物に阻害されることなく円滑に自走運搬車を走行させ、特に該自走車11の車輪を直接ゴルフコースの芝生の上で移動させないから、ゴルフコースにおいて最も大切な芝生を全く損傷せず、ゴルフコースを最良の状態に保全してプレーヤーのプレーを快適にし、更にコースの芝の育成、保全管理に要する労力、費用等を著しく軽減する等のすぐれた効果を有するものである。

図面の簡単な説明

図面は本考案の実施例を示し、第1図は9ホールズゴルフコースの概略平面図、第2図は軌条上に停止している運搬車の斜視図、第3図は軌条上の運搬車の要部正面図である。

1……ティーインググラウンド、2……スルーザグリーン、3……グリーン、6……連絡通路、8……循環軌条、9……支柱、11……ゴルフバッグ等の自走車。

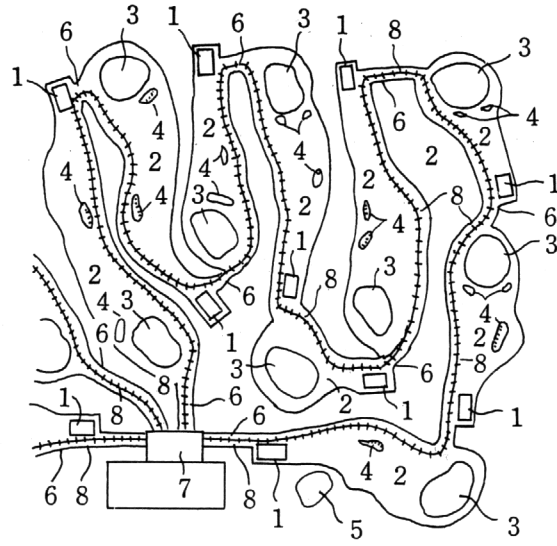
引用文献

特 公 昭四六一三六五六二

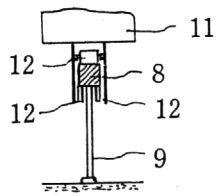
特 公 昭五〇一七三三五

米国特許 三〇八三〇二一 クラス 二七三一―七六

第1図



第3図



第2図

